令和６年分
（富山県）

評価倍率表（ゴルフ場用地等用）

１　市街化区域及びそれに近接する地域にあるゴルフ場用地等の倍率

次表に掲げる倍率は、財産評価基本通達 83（ゴルフ場の用に供されている土地の評価）の(1)の定めにより、「そのゴルフ場用地が宅地であるとした場合の１平方メートル当たりの価額」を算出する場合に使用するものです（同 83－２（遊園地等の用に供されている土地の評価）のただし書で準用する場合の遊園地等用地を評価する場合も含みます。）。

次表に掲げるゴルフ場用地等の価額は、次の算式で計算した価額により評価します。

$$\left(\begin{array}{l}\text{そのゴルフ場用地等の}\\ \text{１平方メートル当たり}\\ \text{の固定資産税評価額}\end{array}\right)\times\left(\begin{array}{l}\text{次表に}\\ \text{掲げる}\\ \text{倍　率}\end{array}\right)\times\text{地積}\times\frac{60}{100}-\left(\begin{array}{l}\text{ゴルフ場用地等を}\\ \text{宅地に造成する場}\\ \text{合の造成費相当額}\end{array}\right)\times\text{地積}$$

（注）１　ゴルフ場用地等を宅地に造成する場合の造成費相当額は、市街地農地等の評価に係る宅地造成費を適用します。

２　次の①及び②以外のゴルフ場用地（いわゆるミニゴルフ場用地）を評価する場合には、上記の算式では計算せず、通常の雑種地と同様に評価します。

①　地積が 10 万平方メートル以上でホール数が 18 以上あり、かつ、ホールの平均距離が 100 メートル以上のもの

②　ホール数が９～17 でホールの平均距離が 150 メートル以上のもの

また、地積が 10 万平方メートルに満たない遊園地等用地を評価する場合についても、上記の算式では計算せず、通常の雑種地と同様に評価します。

音順	ゴルフ場用地等の名称	固定資産税評価額に乗ずる倍率
		倍
	該当なし	

（注）路線価地域にあるゴルフ場用地等については、路線価により評価します。

２　上記１以外の地域にあるゴルフ場用地等の倍率

次表に掲げる倍率は、財産評価基本通達 83 の(2)の定めによりゴルフ場用地を評価する場合に使用するものです（同 83－２のただし書で準用する場合の遊園地等用地を含みます。）。

次表に掲げる地域にあるゴルフ場用地等の価額は、次の算式で計算した価額により評価します。

そのゴルフ場用地等の固定資産税評価額　×　次表に掲げる倍率

（注）次の①及び②以外のゴルフ場用地（いわゆるミニゴルフ場用地）を評価する場合には、上記の算式では計算せず、通常の雑種地と同様に評価します。

① 地積が 10 万平方メートル以上でホール数が 18 以上あり、かつ、ホールの平均距離が 100 メートル以上のもの

② ホール数が９～17 でホールの平均距離が 150 メートル以上のもの

また、地積が 10 万平方メートルに満たない遊園地等用地を評価する場合についても、上記の算式では計算せず、通常の雑種地と同様に評価します。

音順	適用地域等			固定資産税評価額に乗ずる倍率
				倍
あ	朝日町	ゴルフ場用地	棚山ゴルフ倶楽部	0.7
い	射水市	ゴルフ場用地	小杉カントリークラブ	0.9
			太閤山カントリークラブ	0.9
			高岡カントリー倶楽部	1.0
う	魚津市	ゴルフ場用地	魚津国際カントリークラブ	0.7
お	小矢部市	ゴルフ場用地	ゴルフ倶楽部ゴールドウィン	0.9
			千羽平ゴルフクラブ	0.9
た	高岡市	ゴルフ場用地	高岡カントリー倶楽部	1.0
			花尾カントリークラブ	1.0
	立山町	ゴルフ場用地	立山カントリークラブ	0.7
と	富山市	ゴルフ場用地	大山カメリアカントリークラブ	0.8
			呉羽カントリークラブ	1.1
			富山カントリークラブ	0.9
			太閤山カントリークラブ	0.9
			八尾カントリークラブ	0.8

令和６年分
（富山県）

音順	適用地域等			固定資産税評価額に乗ずる倍率
				倍
な	南砺市	ゴルフ場用地	トナミロイヤルゴルフ倶楽部	1.0
に	入善町	ゴルフ場用地	棚山ゴルフ倶楽部	0.7
ひ	氷見市	ゴルフ場用地	氷見カントリークラブ	1.0